

青森県地域間幹線系統確保維持費補助制度

複数市町村にまたがる広域的・幹線的バス路線の維持費(運行欠損額)に対して、1/2 補助を行っている。(ほかに国が地域公共交通確保維持改善事業費 1/2 補助を実施)

ただし、利用者が少ない一部路線(平均乗車密度 5.0 人未満)への路線維持費補助は沿線市町村の負担もあり。(受益者負担を考慮した青森県独自の要件。)

補助対象路線

- ・複数市町村にまたがるもの(平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じて決定)
- ・運行回数が 1 日当たり 3 回以上
- ・輸送人員が 15 人から 150 人と見込まれるもの(計画平均乗車密度×計画運行回数)
- ・広域行政圏の中心市町村並びに準ずる市町村への需要に対応するもの
青森市、弘前市、五所川原市、むつ市、十和田市、八戸市→中心市町村
黒石市、鱒ヶ沢町、三沢市、野辺地町、七戸町、三戸町→準ずる市町村

補助の内容

◆路線維持費補助

○補助対象経費：補助系統の運行欠損額

県の補助実績額

(単位：千円)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
弘 南 バ ス (株)	64,578	80,684	87,571	124,692	136,332
南 部 バ ス (株)	33,101	34,158	33,182	31,445	34,365
十和田観光電鉄(株)	6,307	8,673	475	5,474	16,885
下北交通(株)	23,365	18,373	16,013	21,800	23,424
J R バ ス 東 北 (株)	725	3,819	4,704	6,009	5,971
計	128,076	145,707	141,945	189,420	216,977

※運行欠損額補助のほか、車両減価償却費等補助(青森県生活交通バス車両緊急整備事業費補助として措置)を実施

○補助対象経費：補助対象系統を主として運行する購入車両の減価償却費及び金融費用

○補助対象限度額

・減価償却費の場合

ノンステップバス 15,000 千円(国基準同額)、ワンステップバス 13,000 千円(国基準同額)、小型車両 12,000 千円(国基準同額)と、「実質購入費-1 円」のいずれか低い方の価格

・金融費用の場合

当該車両購入に係る借入利率と 2.5%のいずれか低い方の率で計算した額(国基準同)

○補助率：2分の1

※県では、国基準同額の車両減価償却費等補助に加え、平成 27 年度購入分までは事業者負担の 1/2 相当の高上補助を実施。

県の車両減価償却費等補助実績額

(単位：千円)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
弘 南 バ ス (株)	14,288	20,616	25,819	26,704
南 部 バ ス (株)	3,555	3,491	3,426	4,079
十和田観光電鉄(株)	—	—	—	—
下北交通(株)	1,795	1,763	1,729	568
J R バ ス 東 北 (株)	—	—	—	—
計	19,638	25,870	30,974	31,351